

正 誤 表

2019年10月3日第62回人権擁護大会シンポジウム第3分科会基調報告書「えん罪被害救済へ向けて 今こそ再審法の改正を」に下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

記

p. 22, 写真1枚目のキャプション

(誤)「鹿児島地裁による再審開始決定(2017年6月28日)」

(正)「鹿児島地裁による再審開始決定(2017年6月28日)(産経新聞社提供〔共同通信社配信〕, 写真配信:共同通信社)」

p. 22, 写真2枚目のキャプション

(誤)「福岡高裁宮崎支部も再審開始を維持(2018年3月12日)」

(正)「福岡高裁宮崎支部も再審開始を維持(2018年3月12日)(日本国民救援会提供)」

p. 132, 33行目

(誤)「カナダは, 英国法に由来する」

(正)「カナダは, ケベック州を除いて英国法に由来する」

p. 133, 7行目

(誤)「(指宿信「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題」季刊刑事弁護38号(2004年)144頁以下)」

(正)「(指宿信「カナダ司法界を揺るがしたマーシャル事件 王立委員会報告書とカナダの刑事司法」『季刊刑事弁護』5号(1996年)148頁以下)」

p. 133, 17行目

(誤)「えん罪救済協会(Association in Defence of the Wrongly Convicted[AIDWYCA])」

(正)「えん罪救済協会(Association in Defence of the Wrongly Convicted[AIDWYC])」

p. 134, 9行目

(誤)「(なお, 検事総長の役割も果たす)」

(正)「(なお, 司法長官の役割も果たす)」

p. 134, 11行目

(誤)「CCRGに対し誤判救済を訴える申請とそれへの対応については, 以下のような手続がとられる。」

(正)「CCRGに対し誤判救済を訴える申請とそれへの対応については, 以下のような手続がとられる(Department of Justice Canada HPより)。」

p. 135, 32 行目

(誤)「以下, 統計資料を紹介する。」

(正)「以下, 統計資料を紹介する (以下は年度である。出典は CCRG Annual Report 2010-2018)」

p. 135, 表 1 グラフ内の表記

(誤)「申請受付」「申請部分的受付」

(正)「申請手続完了」「申請手続部分的完了」

p. 136

(誤)「表 3 (申請の許可, 不許可)」

(正)「表 3 (法務大臣による非常救済手続)」

p. 136, 表 3 グラフ内の表記

(誤)「申請不許可」「申請許可」

(正)「開始を認めず」「開始を認める」

p. 136, 8 行目

(誤)「えん罪救済協会 (AIDWYCA. 現 Innocence Canada)」

(正)「えん罪救済協会 (AIDWYC. 現 Innocence Canada)」

以上